

横浜みなとみらいホール 利用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、横浜みなとみらいホール条例（平成9年10月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）及び、横浜みなとみらいホール条例施行規則（平成9年11月横浜市規則第116号。以下「規則」という。）横浜みなとみらいホール（以下「ホール」という。）指定管理者が扱う業務に関する「基本協定書」及び「仕様書」の施行に関し、ホールの指定管理者に指定された公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が必要な事項を定める。

(休館日)

第2条 規則第3条の規定により休館する日の決定は当該休館日の属する月の3箇月前までに、財団理事長（以下「理事長」という。）が市長に届け出て承認を得る。

(利用希望日の調整)

第3条 規則第5条第1項の規定により提出された利用申請書については提出された日ごとにまとめ、提出された日の順に、申請者の利用希望日の範囲で申請者と調整の上、申請する利用日を特定する。この場合、特定された日を申請された利用日とする。

(利用の許可)

第4条 前条の規定により利用日の特定された申請書に基づきホールの施設及び附帯設備の利用の許可をしたときに交付する利用許可書の様式は第1号様式とする。

(受付時間)

第5条 規則第5条第2項に規定する申請書の受付時間は、午前10時から午後8時までとする。

(利用許可時期の特例)

第6条 規則第5条第2項に規定する「指定管理者が特にやむを得ないと認めるとき」は次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号及び第3号に掲げる事業を、横浜市又は財団が、主催又は共催（協力）して行う場合
- (2) 前号の規定により利用を申し込むもののうち、横浜市又は財団が共催（協力）する場合には、横浜市が発行する共催通知書の写し又は財団が発行する共催（協力）名義承認書(第2号様式)を利用申請書に添付しなければならない。

(特別の設備の設置の許可)

第7条 規則第6条第1項の規定により提出された申請書に基づき特別の設備の設置の許可をしたときに交付する特別設備設置許可書の様式は第3号様式とする。

(物品販売の許可)

第8条 規則第7条第1項の規定により提出された申請書に基づき物品販売等の許可をしたときに交付する物品販売等許可書は第4号様式とする。

(許可の変更)

第9条 規則第8条の規定により提出された申請書に基づき許可の変更の許可をしたときに交付する許可申請事項変更許可書は第5号様式とする。

(利用料金)

第10条 条例第14条第2項に定める利用料金は別表第1のとおりとする。

(利用料金の納入)

第11条 条例第14条第3項に定める利用料金の納入については、次のとおりとする。

(1) 大ホール、小ホールおよびそれぞれの附帯設備の利用料金

利用料金の納入を分割できる回数は2回とし、納入時期および金額は次のとおりとする。

ア 利用許可の日から2週間以内 納入すべき利用料金の3割

イ 利用する日の4か月前 納入すべき利用料金の残余の額

(2) リハーサル室、レセプションルーム

利用許可の日から2週間以内に納入すべき利用料金の全額を支払う。

(3) 音楽練習室

利用日当日に利用料金の全額を支払う。

(4) 理事長は、利用料金を指定された期日までに納入しない利用希望者に対して、利用の許可を取り消すことができる。

(利用料金の減免)

第12条 条例第15条に規定する「必要があると認められる場合」は次のとおりとする。

【財団が利用する場合 : 利用料金の一部または全額】

2 条例第15条の規定により利用料金の全部または一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料減免申請書(第6号様式)を財団に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による申込を承認する場合は、利用料金減免承認書(第7号様式)による利用希望者に通知するものとする。

(利用料金の返還)

第13条 規則第11条に規定する利用料金の返還額は、次のとおりとする。

- (1) 規則第11条第1項第1号に規定する場合の利用料金の返還額
既納の利用料金の全額
- (2) 規則第11条第1項第2号に規定する場合の利用料金の返還額
既納の利用料金の3割
- (3) 規則第11条の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書(第8号様式)を理事長に提出しなければならない。
- (4) 理事長は、前項の規定により申請を承認する場合は、利用料金返還承認書(第9号様式)により利用希望者に通知するものとする。

(利用の不許可)

第14条 条例第8条第3項の各号の規定によりホールの利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホールにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - ア 公の秩序を乱すおそれ、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - イ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
 - ウ 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
 - エ 指定暴力団など暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれのある団体、又は反社会的な行動を助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
 - オ 当該利用により多数の人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生すると認められるとき。
- (2) ホールの設置の目的に反するとき。
 - ア 宗教的若しくは政治的な宣伝又はこれらに類することを主な目的としてホールを利用しようとするとき。
 - イ 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
 - ウ 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的としてホールを利用しようとするとき。
- (3) ホールの管理上支障があるとき。
 - ア 当該利用によりホールの建物又は附帯設備を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - イ 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。

- ウ 定員を超える利用のとき。
 - エ 当該利用を第三者に譲渡・転貸しようとするとき
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。
- ア 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
 - イ その他前各号に準ずると認められるとき。

(不許可の通知)

第15条 条例第8条第3項の規定に基づき利用を許可しないときの通知は書面によることとする。

(利用者の遵守事項)

第16条 条例第8条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）に提示する遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 利用許可書に記された利用目的以外の目的に施設等を使用しないこと。
- (2) 附帯設備をホール外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲げ、若しくははりつけ、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し特別の設備を設置しないこと。
- (6) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (7) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (8) 騒音、大声、脅迫、暴力等、他人に迷惑や不快感を与える行為をしないこと。
- (9) ホール職員の指示に従うこと。

(利用の打合せ)

第17条 大ホール及び小ホールを利用する場合は、利用日の14日前までにホール職員と利用方法その他必要な事項を打ち合わせる。

- 2 前項に定めるもののほか利用希望者は、あらかじめプログラム、式次第等の施設の使用順序、利用内容を明らかにする書類を提出しなければならない。
- 3 入場券、整理券、会員券等（以下「入場券等」という。）を発行して催物のためにホールを利用する場合は、当該入場券等の発行枚数その他必要な事項を届け出ること。

(責任者の届出等)

第18条 利用希望者は、あらかじめ利用に係る施設の秩序を維持するために必要な責任者を定め、責任者の氏名その他必要な事項を定め届け出なければならない。

- 2 利用希望者は、ホールを利用するにあたり、ホールの内外の秩序を維持するために必要

な人員を配置しなければならない。

3 利用希望者は、非常時の避難誘導體制を整えなければならない。

(職員の立入り)

第19条 理事長は、管理上必要と認めるときは、ホール職員を利用者が現に利用している施設に立ち入らせることができる。この場合、利用者は当該職員の立入りを拒むことはできない。

(損傷等の届出)

第20条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、ホール職員の指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第21条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検)

第22条 利用者は施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、ホール職員の点検を受けなければならない。条例第12条の規定により、利用の許可を取り消されたとき、又は利用を制限された場合、若しくは停止させられた場合も同様とする。

(委 任)

第23条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、ホールの管理運営に関し必要な事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和1年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1(第10条)

1 施設の利用料金

(1) 大ホール、小ホール、リハーサル室、レセプションルーム、音楽練習室

種別		午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～16:30	夜間の部 17:30～22:00	
大ホール	平日	入場無料から 入場料の最高額が2,000円まで	162,000円	250,000円	358,000円
		入場料の最高額が 2,001円から5,000円まで	216,000円	333,000円	477,000円
		入場料の最高額が5,001円以上	269,000円	417,000円	597,000円
	土・日・休日	入場無料から 入場料の最高額2,000円まで	190,000円	294,000円	421,000円
		入場料の最高額が 2,001円から5,000円まで	254,000円	392,000円	561,000円
		入場料の最高額が5,001円以上	317,000円	490,000円	702,000円
小ホール	平日	入場無料から 入場料の最高額が3,000円以下	22,000円	34,000円	49,000円
		入場料の最高額が3,001円以上	37,000円	57,000円	81,000円
	土・日・休日	入場無料から 入場料の最高額が3,000円以下	26,000円	40,000円	58,000円
		入場料の最高額が3,001円以上	43,000円	67,000円	96,000円
リハーサル室		14,000円	16,000円	21,000円	
レセプションルーム	通常利用	46,000円	54,000円	70,000円	
	大・小ホール主催者が 控室として使用する場合	14,000円	16,000円	21,000円	
音楽練習室	練習室 1 (35㎡)	1,300円	1,500円	2,000円	
	練習室 2 (23㎡)	1,100円	1,300円	1,800円	
	練習室 3 (39㎡)	1,300円	1,500円	2,000円	
	練習室 4 (35㎡)	1,300円	1,500円	2,000円	
	練習室 5 (39㎡)	1,300円	1,500円	2,000円	
	練習室 6 (37㎡)	1,300円	1,500円	2,000円	

2 附帯設備の利用料金

(1) セット料金

舞台関係	単位	単位(円)
大ホール		
A セット (使用する演奏用椅子・チェロ用椅子・コントラバス椅子の合計が 100 以上の編成)	1 セット	44,000
B セット (使用する演奏用椅子・チェロ用椅子・コントラバス椅子の合計が 80 以上の編成)	1 セット	34,000
C セット (使用する演奏用椅子・チェロ用椅子・コントラバス椅子の合計が 60 以上の編成)	1 セット	25,000
各々には、指揮台、指揮譜面台、譜面台を含む		

音響関係	単位	単位(円)
大ホール拡声基本セット (カゲマイク 1 本、ダイナミック 1 本を含む)	1 セット	5,000
小ホール拡声基本セット (カゲマイク 1 本、ダイナミック 1 本を含む)	1 セット	3,000

照明関係	単位	単位(円)
大ホール		
A セット (ステージ・フル+オルガン+合唱席) (第 1~4 サス 1kW68 台、シーリング 2kW8 台、1.5kW34 台、計 110 台)	1 セット	53,000
B セット (ステージ・フル) (第 1~4 サス 1kW44 台、シーリング 2kW8 台、1.5kW34 台、計 86 台)	1 セット	43,000
C セット(ステージ小、またはオルガンのみ) (第 1~4 サス 1kW24 台、シーリング 2kW8 台、1.5kW20 台、計 52 台)	1 セット	27,000
小ホール		
A セット (アンサンブル、合唱ほか) (第 1~3 サス 1kW26 台、シーリング 16 台、計 42 台)	1 セット	17,000
B セット (リサイタルほか) (第 1~3 サス 1kW18 台、シーリング 8 台、計 26 台)	1 セット	10,000

(2) 舞台設備・器具

名称	単位	単位(円)
指揮台	1 台	1,000
指揮譜面台	1 台	600
演奏者用椅子	1 脚	250
ピアノ椅子(チェロ椅子)	1 脚	350
コントラバス椅子	1 脚	300
譜面台	1 台	250
譜面灯	1 個	200
チェロ台	1 台	1,000
オーケストラ舞台迫り	一式	12,000
舞台前迫り	一式	5,000

長机(折りたたみ机)	1台	250
椅子(折りたたみ椅子)	1脚	150
平台	1台	500
合唱用長椅子	1脚	500
演壇(花台含む)	1台	2,000
司会者用演壇	1台	1,500

(3) 音響設備・器具

名称	単位	単位(円)
マイクロホン(ダイナミック型)	1本	1,000
マイクロホン(コンデンサー型)	1本	1,500
マイクロホン(ステレオ型)	1本	2,000
マイクロホン(ワイヤレス型)	1本	2,000
マイクスタンド	1本	150
電動3点吊マイク装置	一式	2,300
CDレコーダー	1台	3,000
センタースピーカー	1台	3,000
フロントスピーカー	一式	2,000
ステージスピーカー(大ホール)	一式	3,000
ステージスピーカー(小ホール)	一式	1,500
はね返りスピーカー	1台	1,000
クリアカムセット	1台	1,000
ホワイエ簡易PAセット	一式	1,500
ポータブル拡声器セット	1台	1,000
電源使用料	1kW	200

(4) 照明設備・器具

名称	単位	単位(円)
フレネル ハロゲン 1kW	1台	450
フレネル ハロゲン 1kW(PTF 装置付)	1台	450
フレネル LED 1kW	1台	450
ソースフォー 575W	1台	450
パーライト 500W	1台	450
プロフィール ハロゲン 1kW	1台	450
ミニプレート 1kW	1台	450
平凸 LED 1kW	1台	450
平凸ハロゲン 1.5kW	1台	600
平凸ロングハロゲン 2kW	1台	800
クセノン 2kW	1台	3,000
照明用スタンド(照明用ベース)	1本	200

電源使用料	1kW	200
-------	-----	-----

(5) 楽器類

名称	単位	単位(円)
フィスク パイプオルガン Op.110	1台	35,000
スタインウェイ フルコンサートピアノ D-274 型	1台	25,000
ベーゼンドルファー フルコンサートピアノ インペリアル 290 型	1台	25,000
ヤマハ フルコンサートグランドピアノ CFX	1台	20,000
ヤマハ セミコンピアノ (S6)	1台	5,000
ヤマハ セミコンピアノ (C3)	1台	3,000
カワイ セミコンピアノ (RX-3)	1台	3,000
ヤマハ アップライトピアノ (YU5)	1台	1,000

3 備考

(1) 時間外利用の利用料金の取扱について(条例第 14 条第 2 項別表の備考4)

基本利用時間以外の時間(以下「時間外」という。)にホールの施設を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、30分までごとに、当該時間外の利用が、午前9時から正午までにあつては「午前」の利用料金に60分の10を、正午から午後4時30分までにあつては「午後」の利用料金に70分の10を、午前零時から午前9時まで及び午後4時30分から午後12時までにあつては、「夜間」の利用料金に90分の10を乗じて得た額(50円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)とする。ただし、「午前」及び「午後」の区分を連続して使用する場合の正午から午後1時まで並びに「午後」及び「夜間」の区分を連続して利用する場合の午後4時30分から午後5時30分までの利用料金は、無料とする。

(2) 大ホールの1階席のみ利用の利用料金の取扱について(条例第 14 条第2項別表の備考5)

大ホールを利用する場合において、2階以上の客席部分を利用しないときの利用料金は、1-(1)の表及び(1)の時間外利用の利用料金により算出して得た額に10分の7を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)とする。

(3) 準備又は練習利用の利用料金の取扱について(条例第 14 条第2項別表の備考6)

大ホール又は小ホールをその利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合における当該準備又は練習を行うことのみを目的とした利用に係る利用料金の額は 1-(1)の表及び(1)又は(2)により算出して得た額に10分の5を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)とする。

(4) 全区分利用の利用料金(条例第 14 条第2項別表の備考7)

大ホール又は小ホールを1日においてすべての基本利用時間の区分を利用する場合(その利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合があるときを除く。)の当該基本利用時間に係る利用料金の額は、1-(1)の表又は(2)により算出して得た額に10分の9を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げる。)とする。

(5) 小ホールのレセプションの利用料金(条例第 14 条第2項別表の備考8)

小ホールを利用する場合にレセプションの配置を行うときの当該配置に係る利用料金の額は、1人につき1時間までごとに1,300円とし、別に1人当たりの交通費相当額1,300円とする。但し、1時間までの利用料金合計の上限を7,000円とする。